

建築物環境衛生管理基準

(頻度・期間が明記されているもの)

1 空調管理

1) 空気環境の測定

項目	基準	検査回数	空気調和設備	機械換気設備
浮遊粉じんの量 (平均値)	0.15mg/m ³ 以下	1回/2月	○	○
一酸化炭素の含有率 (平均値)	10ppm 以下	1回/2月	○	○
二酸化炭素の含有率 (平均値)	1000ppm 以下	1回/2月	○	○
温度 (瞬間値)	17℃以上 28℃以下	1回/2月	○	—
相対湿度 (瞬間値)	40%以上 70%以下	1回/2月	○	—
気流 (瞬間値)	0.5m/s 以下	1回/2月	○	○
ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下 (0.08ppm 以下)	*	○	○

測定点は、各階ごとに1箇所以上。

*ホルムアルデヒドの量は、特定建築物の新築、大規模な修繕・模様替えを行ったときは、その建物の使用を開始した時点から直近の6月1日から9月30日までの間に測定すること。

基準値を超過した場合は、低減策に努めるとともに、翌年の測定期間に再測定を実施すること

2) 空調設備の衛生措置

冷却塔、加湿装置の供給水	水道法第4条に規定する水質基準に適合すること
冷却塔、冷却水の使用開始、使用中の定期点検	使用開始時及び1回/月
加湿装置の使用開始、使用中の定期点検	使用開始時及び1回/月
排水受けの使用開始、使用中の定期点検	使用開始時及び1回/月
冷却塔、冷却水水管、加湿装置の清掃	1回/年

2 給水関係「人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用（旅館の浴用水を除く）」

1) 水質検査（別表参照）

残留塩素の基準

単位：ppm

	平常時	緊急時
遊離残留塩素濃度	0.1	0.2
結合残留塩素濃度	0.4	1.5

*緊急時とは、建築物内で消化器系伝染病が流行しているとき、給水設備の大規模な工事あるいは広範囲な断水の後で給水するときなど

*給湯設備の維持管理が適切に行われており、末端の給水栓の水温が55℃以上に保持されている場合は、省略することができる。

2) 貯水槽（貯湯槽を含む）の管理

貯水槽の清掃	1回/年
--------	------

清掃後の水質検査

残留塩素の含有率	遊離残留塩素 0.2ppm 結合残留塩素 1.5ppm
色度	5度以下
濁度	2度以下
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと

簡易専用水道の管理

定期検査	1回/年
------	------

厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して行うこと。

3) 雑用水の管理

項目	基準	検査回数	散水・修景・ 清掃用水*	便所の 洗浄水
残留塩素 の含有率	遊離残留塩素 0.1ppm 結合残留塩素 0.4ppm	1回/7日	○	○
pH値	5.8以上8.6以下	〃	○	○
臭気	異常でないこと	〃	○	○
外観	ほとんど無色透明であること	〃	○	○
大腸菌	検出されないこと	1回/2月	○	○
濁度	2度以下	〃	○	—

*水道水以外の水（雨水、下水処理水、工業用水など）を散水、修景、清掃、水洗便所の洗浄用水などに使用する場合に限る。

*散水・修景・清掃用水には、し尿を含む水の処理水は使用しないこと。

3 排水関係

排水設備の清掃	1回/6月
---------	-------

排水槽、排水管、阻集器などの排水に関する設備の清掃を行うこと

浄化槽の維持管理（浄化槽法）

保守点検	知事の登録を受けた保守点検業者に委託すること	1回/週～1回/6月
清掃	市町長の許可を受けた清掃業者に委託すること	1回/6月～1回/年
法定検査	一般財団法人 三重県水質検査センターに依頼して行うこと	1回/年

4 清掃、ねずみ・こん虫等の防除

清掃	大掃除を定期的実施すること	1回/6月
ねずみ等の防除	定期的に調査を実施し、当該結果に基づき必要な措置を講ずること	1回/6月*

*特に発生しやすい場所については2月以内ごとに1回

5 帳簿書類

空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びにねずみ等の防除の状況（これらの措置に関する測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。）	5年間
その他維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類	5年間
建築物の平面図及び断面図並びに維持管理に関する設備の配置及び系統を明らかにした図面	永久

2 給水関係

1) 水質検査

項目	基準	検査回数	備考
残留塩素	遊離0.1mg/L (結合0.4mg/L)	1回/7日	
一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	1回/6月	
大腸菌	検出されないこと	"	
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	"	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	"	
塩化物イオン	200mg/L以下	"	
有機物 (TOCの量)	3mg/L以下	"	
pH値	5.8以上8.6以下	"	
味	異常でないこと	"	
臭気	異常でないこと	"	
色度	5度以下	"	
濁度	2度以下	"	
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下	"	水質基準に適合した場合、次の1回を省略化
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/L以下	"	"
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下	"	"
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下	"	"
蒸発残留物	500mg/L以下	"	"
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/L以下	1回/年	(6月1日～9月30日の間に行うこと)
塩素酸	0.6mg/L以下	"	"
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	"	"
クロロホルム	0.06mg/L以下	"	"
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	"	"
ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	"	"
臭素酸	0.01mg/L以下	"	"
総トリハロメタン	0.1mg/L以下	"	"
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	"	"
ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	"	"
ブromホルム	0.09mg/L以下	"	"
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	"	"
四塩化炭素	0.002mg/L以下	1回/3年	地下水を水源として使用する場合に必要
シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/L以下	"	"
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	"	"
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	"	"
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	"	"
ベンゼン	0.01mg/L以下	"	"
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	"	"

測定場所は、給水系統の末端等もつとも水質の低下する恐れのある給水栓で行うこと。
水道事業者による水道及び専用水道から供給される水のみを水源とする場合で直接給水を受けるものについては、この規定は除く。